額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第９項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、令和２年改正法附則第５条第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第９項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

２　「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

⑴　第６号様式別表１を提出する法人

㈠　この明細書の「当期控除額④」の「計」、第６号様式別表２の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の２の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の３の「当期控除額⑤」の「計」、第６号様式別表２の４の「当期控除額⑤」の「計」及び第６号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

㈡　第６号様式別表１の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額を控除した金額

⑵　第６号様式別表１の３を提出する法人

㈠　この明細書の「当期控除額④」の「計」及び第６号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額

㈡　第６号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

３　令和２年改正法附則第５条第５項において準用する法第53条第５項又は令和２年旧法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　略］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の

［新設］

２　法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　同上］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第２項、第62条の５第２項若しくは第142条の２の２の規定の適用を受ける法人、租